

平成二十八年第一回大阪広域水道企業団
二月定例会会議録

平成二十八年二月十六日（火曜） 午後一時開議

○出席議員

一	番	三宅	達也
二	番	野里	文盛
三	番	吉川	敏文
四	番	大毛	十一郎
五	番	岡林	憲二
六	番	松岡	信道
七	番	前田	栄敏
八	番	藤木	栄亮
九	番	吉田	章浩
十	番	池嶋	一夫
十一	番	八尾	善之
十二	番	中村	信彦
十三	番	山本	剛史
十四	番	辻本	孔久
十五	番	樽井	佳代子
十六	番	福田	英彦
十七	番	藤浦	雅彦
十八	番	森	博英
十九	番	岡本	光
二十	番	森田	典博
二十一	番	松尾	武
二十二	番	竹田	光良
二十三	番	小原	達朗
二十四	番	三浦	美代子
二十五	番	片岡	由利子
二十六	番	三原	伸一
二十七	番		

○欠席議員

十三番 竹田 孝吏

○説明のため出席した者

企業	長	竹山	修身
副企業	長	清水	豊
技術長兼事業管理部長		松本	要一
理事兼経営管理部長兼総務課長		吉田	景司
経営管理部企画課長		松本	竜三
経営管理部財務課長		横山	亨
経営管理部広域連携課長		辻	敏之
事業管理部計画課長		諸角	誠
事業管理部事業推進課長		中田	耕介
事業管理部契約検査課長		小谷	洋志
事業管理部管財課長		鶴飼	和雅
監査委員	員	荻野	朝弘
監査委員	事務局長	高平	嘉二
職務のため出席した者		高平	嘉二
議事	事務局長	松ヶ野	健
議事	事務局書記	尾崎	元伸
議事	事務局書記	北川	尊義
議事	事務局書記	宇野	剛平

第二 会期決定の件
第三 諸般の報告

(当選議員の報告・紹介)
(工事監査結果の報告及び例月現金出納検査結果の報告)

(説明者の通知)

- 第四 当選議員の議席の指定
- 第五 企業団運営方針説明
- 第六 第一号議案 大阪広域水道企業団職員の退職管理に関する条例制定の件
- 第二号議案 大阪広域水道企業団行政不服審査法施行条例制定の件
- 第三号議案 大阪広域水道企業団附属機関条例一部改正の件
- 第四号議案 人事行政の運営等の状況の公表に関する条例一部改正の件
- 第五号議案 非常勤職員の災害補償に関する条例一部改正の件
- 第六号議案 大阪広域水道企業団情報公開条例一部改正の件
- 第七号議案 大阪広域水道企業団個人情報保護条例一部改正の件
- 第八号議案 大阪広域水道企業団工業用水道事業供給条例一部改正の件
- 第九号議案 大阪広域水道企業団工業用水道事業供給条例一部改正の件
- 第十号議案 平成二十七年大阪広域水道企業団水道事業会計補正予算の件
- 第十一号議案 平成二十七年大阪広域水道企業団工業用水道事業会計補正予算の件

○議事日程

第一 会議録署名議員の指名

第十二号議案 平成二十八年大阪広域水道企

業団水道事業会計予算の件

第十三号議案 平成二十八年大阪広域水道企

業団工業用水道事業会計予算の

件

第七 一般質問

○会議に付した事件

議事日程のとおり

午後一時 開会

○辻本議長 たいだいまより平成二十八年二月定例会を開会いたします。

本日の会議を開きます。

○辻本議長 日程第一、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第七十八条の規定により、三宅達也議員及び野里文盛議員を指名いたします。

○辻本議長 日程第二、会期決定の件を議題といたします。

お諮りいたします。

本定例会の会期は、本日より一日といたしたいと思えます。これに御異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○辻本議長 異議なしと認めます。よって、会期は一日と決定いたしました。

○辻本議長 日程第三、諸般の報告を議題といたします。

当選議員の報告の件であります。

平成二十七年十二月九日付で森田典博議員並びに松尾武議員が当選されましたので、御報告いたします。

この際、当選議員を御紹介いたします。

森田典博議員でございます。

松尾武議員でございます。

以上で御紹介は終わりました。

監査委員の工事監査結果の報告並びに例月現金出納検査結果の報告は、お手元に配付いたしておきましたので、御了承願います。

説明者の通知は、お手元に配付いたしておきました

ので、御了承願います。

○辻本議長 日程第四、当選議員の議席の指定を行います。

当選議員の議席は、会議規則第三条第一項の規定により、お手元に配付の議席一覧表のとおり指定いたします。

○辻本議長 日程第五、企業団運営方針説明を議題といたします。

企業長から発言の申し出がありますので、これを許可いたします。

竹山修身企業長。

(竹山修身企業長登壇)

○竹山企業長 大阪広域水道企業団企業長の竹山でございます。

本日は、平成二十八年二月定例会を招集いたしましたところ、議員の皆様方には御多用中にもかかわらず御出席を賜り、厚く御礼申し上げます。

私からは、当企業団の来年度の運営方針を申し述べ、皆様方の御理解と御協力を賜りたいと考えております。

当企業団の使命は、大阪の暮らしと産業に欠かせない安全で良質な水を安定的に供給すること、また、そのために持続可能な事業運営を図っていくことでございます。

このことを踏まえまして、来年度におきましても、中期経営計画に基づきまして、今なすべきことを着実に取り組んでまいりたいと考えております。

まずは、災害に強い水道システムの構築でございます。施設の更新、耐震化を初め新たな水処理施設の導入など、緊急度の高いものにつきましては優先的に実施し、水需要の減少に対応したダウンサイジングを

施しながら、受水市町村や事業所への安定供給を強化してまいります。また、これまで検討を行ってまいりました工業用水道料金の値下げにつきましては、受水事業所の負担軽減を図るため、平成二十八年四月から実施してまいりたいと考えております。

次に、府域水道事業の運営基盤の強化を図っていくための広域化の推進でございます。来年度は、四條畷市、太子町、千早赤阪村との水道事業の統合に向けた準備がよいよ本格化いたします。まずは予定どおり平成二十九年四月に向けて企業団が事業を円滑に引き継ぎ、住民サービスの維持向上が図れるよう十分な対応をしてまいりたいと考えております。

また、新たに当企業団との統合協議に向けまして御意向をお示しいただける団体に対しましても積極的に協議、調整をしております。さらに、企業団の業務につきましては、総務業務センターの運営委託や庭窪浄水場、三島浄水場、大庭浄水場の運転管理委託によるアウトソーシングを実施いたしまして、スリムな組織を実現する中で、職員がコアな業務におきまして活躍できるようにしてまいりたいと考えております。

以上、当企業団の平成二十八年の運営方針につきましては、御説明申し上げます。議員の皆様方におかれましては、府域の水道事業の円滑な推進につきまして一層の御協力をお願い申し上げます。

あわせて、本日の定例会におきましては、条例案九件、予算案四件の議題を提出いたしておりますので、御審議のほどよろしくお願い申し上げます。

以上でございます。

○辻本議長 以上で企業長の説明は終わりました。

○辻本議長 日程第六、議案第一号から第十三号まで「大阪広域水道企業団職員の退職管理に関する条例制

定の件」ほか十二件を一括議題といたします。

議案は、お手元に配付いたしておきましたので、御了承願います。

議案につきまして、副企業長の説明を求めます。

清水豊副企業長。

(清水豊副企業長登壇)

○清水副企業長 本議会で提出いたしました第一号議案から第十三号議案につきまして御説明申し上げます。

提出議案の表紙をおめくりいただき一ページをあらんください。

第一号議案は大阪広域水道企業団職員の退職管理に関する条例制定の件でございます。地方公務員法の改正に伴い、職員の退職管理に関し条例が必要な事項を定めるものでございます。第一条は、条例の趣旨を定めるものでございます。第二条は、改正地方公務員法による規制に加え、国家行政組織法に規定する部長または課長の職に相当する職として、規則で定めるものについていた営利企業等への再就職者は、職務に関し、契約等事務について、離職前五年間より前の当該職の職務に属する者に関しても、離職後二年間、職務上の行為をするように、またはしないように要求や依頼をすることを禁止するものです。第三条は、管理職職員として規則で定める職についていた営利企業等への再就職者は、離職後二年間、本条例に定める各事項を企業長に届け出ることを義務づけるものです。

三ページをあらんください。

第二号議案は、大阪広域水道企業団行政不服審査法施行条例制定の件でございます。行政不服審査法の全部改正に伴い、条例で同法の施行に関し必要な事項を定めるものでございます。第一条は、条例の趣旨を定めるものでございます。第二条は、審査庁、審理員、審査会が資料を交付する場合の手数料の額を、第三条

は、その還付に関すること、第四条は、その減免に関することを定めるものでございます。四ページをお開きください。第五条は、附属機関として、大阪広域水道企業団行政不服審査会を事件ごとに置くこととし、第六条から第十四条までは本審査会に関して定めるものでございます。第六条は委員の人数を、第七条は委員の任免や守秘義務について、第十条は委員の報酬について定めるものでございます。五ページに移りまして第十四条は、委員が守秘義務に違反した場合の罰則を定めるものでございます。

ページをおめくりいただき七ページをあらんください。

第三号議案は、大阪広域水道企業団附属機関一部改正の件でございます。新旧対照表をあらんください。右側が改正前、左側が改正後の条文でございます。第二条は、後ほど御説明いたします第六号議案、大阪広域水道企業団情報公開条例一部改正の件及び第七号議案、大阪広域水道企業団個人情報保護条例一部改正の件において、行政不服審査法の改正に伴う規定整備を行うことにより生じる引用条文の項ずれなどを改めるものでございます。

八ページをお開きください。

第四号議案は、人事行政の運営等の状況の公表に関する条例一部改正の件でございます。第二条は、地方公務員法の改正に伴い人事行政の運営等の状況の公表事項について、人事評価の状況及び退職管理の状況を追加し、勤務成績の評定の状況を削除するものです。

九ページをあらんください。

第五号議案は、非常勤職員の災害補償に関する条例一部改正の件でございます。附則第八条は、被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律の施行により、地方公務員法等共済

組合法などが改正されたことに伴い、規定の整備を行うものでございます。

次に、十六ページをお開きください。

第六号議案は、大阪広域水道企業団情報公開条例一部改正の件でございます。本条例に基づく行政文書の公開決定等に係る審査請求や、情報公開審査会への諮問について、改正行政不服審査法を踏まえた規定とするため改正を行うものでございます。新旧対照表の改正後の欄をあらんください。十七ページに移りまして第十九条の二は、本条例に基づく行政文書の公開決定等または公開請求に係る不作為に係る審査請求について、改正行政不服審査法に定める審理員による審理手続を適用しないことを定めるものでございます。第二十条は、第一項で公開請求に係る不作為を諮問対象に加えるとともに、第二項で、審査会への諮問の際には弁明書、反論書、意見書を添付しなければならないことを定めるものでございます。ページをおめくりいただき十九ページをあらんください。第二十七条第二項は、改正行政不服審査法と同様、審査会は、提出された意見書等の閲覧等をさせようとするときは、当該意見書等を提出した審査請求人等の意見を聞くことを定めるものでございます。

ページをおめくりいただき二十一ページをあらんください。

第七号議案、大阪広域水道企業団個人情報保護条例一部改正の件でございます。本条例に基づく個人情報の開示決定等に係る審査請求や、個人情報保護審議会への諮問について、改正行政不服審査法を踏まえた規定とするため改正を行うものでございます。新旧対照表の改正後の欄をあらんください。第四十条の二は、本条例に基づく個人情報の開示決定等に係る審査請求について、改正行政不服審査法に定める審理員による

審理手続を適用しないことを定めるものとされています。第四十一条は、第一項で、開示請求に係る不作為を諮問対象に加えるとともに、二十二ページに移りますが、同条第二項は、審議会への諮問の際には、弁明書、反論書、意見書を添付しなければならないことを定めるものでございます。二十四ページをお開きください。第四十八条第二項は、改正行政不服審査法と同様に、審議会は提出された意見書等の閲覧等をさせようとするときは、当該意見書等を提出した審査請求人等の意見を聞くことを定めるものとされています。

二十六ページをお開きください。

第八号議案は、大阪広域水道企業団行政手続条例一部改正の件でございます。第三条第八号は、行政不服審査法の改正に伴い文言を改めるものとされています。二十七ページをごらんください。

第九号議案は、大阪広域水道企業団工業用水道事業供給条例一部改正の件でございます。新旧対照表の改正後の欄をごらんください。二十八ページに移りまして、第二十条は料金について。一号の基本料金は、一立方メートルにつき三十九円十銭から三十二円四十銭に、二号の超過料金は八十九円四十銭から八十五円六十銭に、三号の使用料金は五円六十銭から十円四十銭に改めるものとされています。第二十六条は保証金について、一立方メートルにつき四十四円七十銭から四十二円八十銭に改めるものとされています。

なお、第一号議案から第四号議案並びに第六号議案から第九号議案の各条例については、いずれも平成二十八年四月一日の施行を予定しております。第五号議案につきましては公布の日から施行し、平成二十七年十月一日から適用することとしております。

続きまして、第十号議案、平成二十七年大阪広域水道企業団水道事業会計補正予算の件につきまして御

説明申し上げます。お手元の別冊、第十号議案、第十号議案の議案書の三ページをお開き願います。

第二条の収益的収入及び支出をごらんください。まず、収入でございますが、不要な土地や公用車の売却などにより特別利益を計上したことから、水道事業収益では八千七百八十三万八千円を増額補正しております。また、支出でございますが、動力費の単価変動による減少や入札差金の発生などにより、水道事業費用として十六億八千九百九十万円を減額補正しております。

次に、第三条の資本的収入及び支出について御説明申し上げます。四ページをお開き願います。まず、収入でございますが、国庫補助金の減額などにより八億六千八十九万三千円を減額補正しております。また、支出でございますが、日吉ダムの建設事業に係る割賦負担金につきまして、一部繰上償還を実施することなどにより二億六千二百四十五万円を増額補正しております。第四条は、当初予算第九条に定めた職員給与費について、八千五百四十四万四千円を増額補正し、十七億九百六十五万五千円とするものとされています。

以上が水道事業会計の補正予算の内容でございます。なお、詳細につきましては六ページ以降の補正予算実施計画等の説明書をごらんください。

続きまして、第十一号議案、平成二十七年大阪広域水道企業団工業用水道事業会計補正予算の件について御説明申し上げます。十九ページをお開き願います。

第二条の業務の予定量をごらんください。(一)の年間総配水量につきましては、当初の見込みを百七十七万五千立方メートル上回る一億七千二百八十六万五千立方メートルとしたところでございます。(三)の主要な建設改良事業ですが、大庭浄水場等の施設拡充工事などの事業費が減少したことなどにより、増補改良

事業につきまして八千七百七十二万八千円を減額補正しております。

次に、第三条の収益的収入及び支出をごらんください。まず、収入でございますが、給水収益は増加したものの、固定資産の売却益や減量・廃止負担金などの特別利益が減少したことから、工業用水道事業収益は五千九百三十五万七千円を減額補正しております。また、支出でございますが、営業費用において、動力費の単価変動による減少や入札差金の発生などにより工業用水道事業費用は一億八千五百五十万五千円を減額補正しております。

次に、第四条の資本的収入及び支出について御説明申し上げます。二十ページをお開き願います。まず、収入でございますが、固定資産の売却代金について三百五十五万八千円を減額補正しております。また、支出でございますが、事業の実施年度の見直しや設計精査などにより八千七百七十二万八千円を減額補正しております。

第五条は、当初予算第八条に定めた職員給与費について、三千六百七十七万七千円増額補正し、八億四千五百九十六万九千円とするものとされています。

以上が、工業用水道事業会計の補正予算の内容でございます。

なお、詳細につきましては二十二ページ以降の補正予算実施計画等の説明書をごらんください。

続きまして、平成二十八年当初予算について御説明申し上げます。

平成二十八年当初予算の編成に当たりましては、水需要の動向や電気料金の単価変動などの経営環境の変化に加え、工業用水道事業の料金改定による影響を適切に見込んだ上で、受水市町村や受水事業所に安全で良質な水を安定的、効率的に供給するため、施設整

備マスタープランや中期経営計画に基づき、必要な事業費の確保に努めたところでございます。特に施設の耐震化やバックアップ機能の強化など災害に強い水道施設の整備に着実に取り組むとともに、水道用水供給事業における後ろ過施設の整備や、工業用水道事業において増加しつつある漏水事故への対策など、新たな課題への取り組みも進めてまいります。さらに、平成二十九年四月の当企業団と四條畷市、太子町、千早赤阪村との水道事業の統合に向けた準備を初め、市町村水道との連携強化を図るために必要な事業費を計上したところでございます。

お手元の別冊、第十二号議案、第十三号議案の議案書の三ページをお開き願います。

第十二号議案、平成二十八年年度大阪広域水道企業団水道事業会計予算の件につきまして御説明申し上げます。

第二条の業務の予定量をごらんください。(一)の年間総給水量につきましては、五億一千立方メートルを見込んでおります。(三)の主要な建設改良事業でございますが、村野浄水場における設備改良工事やバイパス送水管等の布設工事など、二百五十八億一千七十二万九千円を計上しております。

次に、第三条の収益的収入及び支出をごらんください。まず、収入でございますが、料金収入などの営業収益や長期前受金戻入などの営業外収益を含めた水道事業収益として四百四十五億一千六百二十一万四千円を計上しております。次に、支出でございますが、動力費、薬品費、減価償却費といった営業費用を初め企業債利息等の営業外費用や特別損失などを含めた水道事業費用として四百二億八千四十一万四千円を計上しております。

次に、第四条の資本的収入及び支出について御説明

申し上げます。四ページをお開き願います。まず、収入でございますが、企業債の発行を初め国庫補助金や工事負担金、建設受託工事収入などで百三十六億二千五百七十六万三千円を計上しております。次に、支出でございますが、建設改良費や企業債償還金で四百十二億九千九百二十三万三千円を計上しております。

第五条以下は債務負担行為の期間や限度額、企業債の起債の限度額や償還の方法などを定めたものでございます。

以上が水道事業会計の平成二十八年年度当初予算の内容でございます。

なお、詳細につきましては八ページ以降の補正予算実施計画等の説明書をごらんください。

続きまして、第十三号議案、平成二十八年年度大阪広域水道企業団工業用水道事業会計予算の件について御説明申し上げます。二十五ページをお開き願います。

第二条の業務の予定量をごらんください。(一)の年間総給水量につきましては、一億六千九百七十六万一千立方メートルを見込んでいるところでございます。(三)の主要な建設改良事業でございますが、大庭浄水場等における施設改良工事やバイパス配水管の布設工事など、二十二億九百五十五万九千円を計上しております。

次に、第三条の収益的収入及び支出をごらんください。まず、収入でございますが、料金収入などの営業収益を初め、長期前受金戻入などの営業外収益や特別利益を含めた工業用水道事業収益として八十三億八千四百八十八万一千円を計上しております。次に、支出でございますが、動力費、減価償却費といった営業費用や企業債利息等の営業外費用などを含めた工業用水道事業費用として七十二億七千四百七十三万六千円を計上しております。

次に、第四条の資本的収入及び支出について御説明申し上げます。二十六ページをお開き願います。まず、収入でございますが、工事負担金や投資有価証券償還金で十億七千二百七十九万九千円を計上しております。次に、支出でございますが、建設改良費や企業債償還金などで五十二億八千四百九十九万九千円を計上しております。

第五条以下は債務負担行為の期間や限度額、一時借入金の限度額などを定めたものでございます。

以上が工業用水道事業会計の平成二十八年年度当初予算の内容でございます。

なお、詳細につきましては三十ページ以降の予算実施計画等の説明書をごらんください。

以上で説明を終わらせていただきます。御審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○辻本議長 以上で副企業長の説明は終わりました。

この際、日程第六、議案第一号から第十三号まで「大阪広域水道企業団職員の退職管理に関する条例制定の件」ほか十二件及び日程第七、一般質問を一括議題といたします。

これより、上程議案に対する質疑及び企業団の一般事務に関する質問を行います。

通告がありますので、順次指名いたします。

小原達朗議員。

(小原達朗議員登壇)

○小原議員 議席二十四番、四條畷市議会の小原達朗でございます。

去る一月二十五日に大阪広域水道企業団と本市四條畷市、太子町、千早赤阪村でそれぞれ水道事業統合の協定が締結され、いよいよ明年、平成二十九年四月より事業スタートということになりました。企業団の設立趣意でもある府域一水道へ具体的に前進したと感じ

ているところであります。本市においても統合案の説明を受け、事業費の削減や交付金の活用で料金値上げの抑制効果が示され、市、市民へのメリットも一定理解できたところであります。

これまでの統合協議で感じられましたことは、経営状況が芳しくなく、事業運営も厳しいところから統合に向かうことが自然の流れで結構かと思うのですが、府域一水道という設立の原点に立ち返って考えてみると、いま一度その姿勢と意気込みを出すべきときではないかと考えますが、どのようにお考えなのか御見解をお伺いいたします。

○辻本議長 経営管理部辻敏之広域連携課長。

(辻敏之経営管理部広域連携課長登壇)

○辻経営管理部広域連携課長 大阪府におきまして、平成二十四年三月に大阪府水道整備基本構想(おおさか水道ビジョン)が策定されまして、そこに示されていますロードマップでは、短期的には業務の共同化を進めながら、中長期的には経営の一体化などを行い、おおむね二十年後を目標に府域一水道を目指すこととされております。

企業団におきまして、本ロードマップに基づき広域化を推進しており、業務の共同化といたしましては、河南水質管理ステーションを設立運営し、水質検査、水質管理の共同化を行うなど、市町村水道事業の水平連携に取り組んでおります。

経営の一体化といたしましては、今回の三市町村との事業統合に取り組んでおり、この統合協議におきまして、三市町村に十分メリットが生じることが確認できました。こうしたメリットを示しながら、来年度以降からの統合に係る検討協議の開始を見据え、現在、次期統合に係るアンケートを実施しておるところでございます。統合に向けた検討協議に参画する意向の

ある団体との検討協議に努めていきたいというふうな考えております。

今後とも、府域一水道の実現に向け、水平連携、事業統合に対してより一層積極的に取り組んでまいります。

以上でございます。

○辻本議長 小原達朗議員。

(小原達朗議員登壇)

○小原議員 市町村によってその成り立ちや歴史的背景があることは当然ですし、個々の状況があるわけですが、御答弁でありましたとおり、二十年後を目途に府域一水道へ向けて着実に推し進めていただきたいと強く要望する次第であります。

水道事業としては、東京都水道局が日本では圧倒的なナンバーワンと認識しておりますが、大阪でも府域一水道となれば、ある意味東京都と肩を並べるハイレベルで安定経営のビッグ企業になり得るのではと思うわけであります。その観点から、府域一水道へ向かうためには、事業経営が安定している大規模事業体の参画が不可欠となりますけれども、そのあたりの御見解、見直しをお示しく下さい。

○辻本議長 経営管理部辻敏之広域連携課長。

(辻敏之経営管理部広域連携課長登壇)

○辻経営管理部広域連携課長 府域の水道事業におきましては、水道施設や料金の違い、自己水源の保有状況など市町村によって事情が異なっていることから、広域化の緊急性につきましてそれぞれで違いがございます。このため、これまでの首長会議での議論の中では、各事業体が統合するまでの期限を設けないことが確認されたところでございます。こうしたことから、協議の調った市町村から順次統合を行っていくこととしており、おおむね二十年後を目標に府域一水道の実

現を目指しております。

以上でございます。

○辻本議長 小原達朗議員。

(小原達朗議員登壇)

○小原議員 スケールメリットを求めるならば、大規模事業体の参画は欠かせないわけですが、現実的対応としては、協議が調ったところからというのが本音だと思います。しかし、事業規模の大きい団体に対しても粘り強い交渉と対話を積み上げていくべきだと強く要望しておきたいと思えます。

次に、四條畷ポンプ場のことで一点質問させていただきます。

四條畷ポンプ場には一万数千トンの水があると聞いておりますが、これは用水供給のためのポンプ場であり水であると理解しております。しかしながら、災害時など非常時にはこの水を応急給水に使用し、末端給水に利用することは想定されているのかお伺いしたいと思えます。その水を市民へ供給する場合の体制はどうなっているのかお伺いいたします。

○辻本議長 事業管理部諸角誠計画課長。

(諸角誠事業管理部諸角誠計画課長登壇)

○諸角事業管理部計画課長 当企業団では、一日の需要の変動を調整するため、水道水を貯留する浄水池を府内十九カ所に設置しております。この浄水池の容量は全体で約七十万立方メートルでございます。このうち御質問の四條畷ポンプ場の浄水池の容量は約二万立方メートルでございます。需要量の変動を調整するため、一日のうちで貯水量の増減はございますが、少ない場合でもおおむね一万五千立方メートルの水道水を貯留しております。

阪神・淡路大震災の経験から、地震などの災害により府民、市民の方々に応急給水が必要となった場合に

備え、当企業団では浄水池や送水管に貯留された水道水を応急給水に使用できるよう、あんしん給水栓という設備を府内に約五百三十カ所整備しております。御質問の四條畷ポンプ場にもあんしん給水栓を整備しており、自家発電設備も備えておりますことから、停電時にも給水することができるとともに、企業団の職員などが操作して給水車に給水するとともに、仮設給水栓を設置して四條畷市民の方々にも直接給水するなど、応急給水の拠点となります。そのほかにも、基本的には応急給水の役割を担う市町村の職員の方々に操作していたりすることを想定いたしまして、送水管路上にあんしん給水栓を設置しており、四條畷市内には七カ所ございます。

地震などの災害時に円滑に利用していただけるよう、受水市町村にはその整備状況の情報を提供するとともに、定期的にあんしん給水栓の取り扱いに関する訓練を実施するなど、非常時の体制整備にも努めてまいります。

○辻本議長 小原達朗議員の質問が終わりました。

次に、三宅達也議員。

(三宅達也議員登壇)

○三宅議員 議席番号一番、堺市選出の三宅達也でございます。

私のほうからは各論的な質問を行わせていただきましたと思います。

先日の議員全員協議会で説明がございました平成二十八年度当初予算案の主要事業の概要の中に、新規項目で、私も選出の堺市の泉北浄水池更新及びポンプ棟築造工事というのが計上されております。現状におきましては、この浄水池の上部におきまして、泉北アクアテニスコートとして多くの堺市民また近隣の皆さんが利用しているということでご伺っております。本

工事におきまして、このテニスコートの施設がなくなるというところで、私どものところに利用者の皆様方から継続利用を望む声が寄せられております。

そこでまず、来年度から始まるこの工事の概要及び事業規模をお伺いしたいと思っております。よろしくお願いたします。

○辻本議長 事業管理部中田耕介事業推進課長。

(中田耕介事業管理部事業推進課長登壇)

○中田事業管理部事業推進課長 泉北浄水池につきましては、当企業団の将来構想に定めるあんしん水道ライン上に位置する水道水を供給するための重要な基幹施設であり、大規模な震災により当浄水池が被災した場合には、南大阪地域に対して甚大な影響が想定されます。そのため、平成三十一年度末までに、震災時においても最低限の日常生活を維持できる水量の確保を目的として、優先的に耐震化を推進するものでございます。

本工事の概要は、これまで三期に分けて整備を行ってきた当浄水池十池のうち、最も建設時期の古い二池分、池容量一万六千立方メートル相当を耐震性のある浄水池に更新するとともに、送水システムを強化するために起点となるポンプ棟を設置いたします。本工事のスケジューリングは、平成二十八年度当初より着手し、藤井寺ポンプ場から泉北浄水池までの大容量送水管の通水時期に合わせて、平成二十九年度末に新浄水池の運用を開始し、その後、ポンプ棟の築造を行い、平成三十一年度末の工事完成を予定しております。また、当該箇所における事業規模は、本工事や別途発注のポンプ設備工事、受変電設備工事などを含め、平成三十一年度末までに約六十億円規模を見込んでおります。

○辻本議長 三宅達也議員。

(三宅達也議員登壇)

○三宅議員 御答弁ありがとうございます。

現在、南海トラフ地震がいつ起こるかかわからない状況でございます。このように、耐震化を進めていただくことに関しては、もちろん住民にとって大変重要なことでありまして、ぜひ計画どおりこの工事は実施してほしいと思っております。また、泉北ニュータウンにおきましては、平成二十四年に市内配管の大規模な漏水事故が発生しております。このとき多くの市民に影響が出たことは記憶に新しいところでございます。これは、配水管の老朽化が原因だけではなく、この当該地域の酸性土壌、いわゆる腐食土壌というものに原因があると言われておりますが、企業団においても、先ほど御回答のありました藤井寺ポンプ場から泉北浄水池までの大容量送水管の事業もしつかりと進めていただきまして、御説明どおりこの南大阪地域の安定給水に努めていただきたいということをお願いしております。

一方におきまして、泉北アクアテニスコートは長年にわたり市民にとっても貴重な健康増進の場であり、利用中止となれば戸惑いもございますし、また工事完了後には直ちに再建してほしいとの声がございます。これらの点につきまして、利用者に対しどのように周知されていたのか、また、工事完了後の上部利用についてはどのように考えているのかを再度お伺いいたします。

○辻本議長 事業管理部鶴飼和雅管財課長。

(鶴飼和雅事業管理部管財課長登壇)

○鶴飼事業管理部管財課長 お答えをいたします。来年度、平成二十八年度当該工事が始まりますと、施工ヤードや資材置き場を確保する必要があるため、長年利用していたいただいていたテニスコートではあります。当該施設は撤去することとなり、本年度末をもって利用いただけなくなります。そのため、テニスコ

ートの運営事業者に対しましては、昨年度、平成二十六年年度の時点で工事予定をお伝えした上で、平成二十七年年度末までの一年間の貸し付け契約を結んだところでございます。

事業者からは、利用者の方々にに対し、同事業者が運営いたします別のテニスコートへの移行を勧めたり、翌年度からの利用停止をクラブハウスに掲示するなど、の周知をされていると伺っております。

また、上部利用につきましては、今回の工事完了後、次期の更新工事が開始されるまでのおおむね十年間につきまして、公平性、透明性の観点から広く公募により事業者を募ることとしており、公募に当たりましては収益性の観点も視野に入れ、テニスコートを含め、利用方法を検討いたします。

○辻本議長 三宅達也議員。

(三宅達也議員登壇)

○三宅議員 御答弁ありがとうございます。ただいま泉北浄水池の上部利用については、テニスコートを含め利用方法を検討するとのことのお答えをいただきました。本工事は非常に大規模でかつ長期にわたることになります。上部の利用方法についてはできるだけ早く検討を進め、お答えを示していただくことを要望いたします。

また、今回は泉北浄水池の上部利用に関して個別各論として質問いたしましたが、泉北浄水池と同様に、このように上部を利用できる施設がほかにございますならば、少しでも収入の確保につながるというところを視野に入れ、また、地域にも役立つ土地の有効利用等をぜひ検討していただくことを要望し、私の質問を終わります。

○辻本議長 三宅達也議員の質問が終わりました。

次に、福田英彦議員。

(福田英彦議員登壇)

○福田議員 議席番号十七番の門真選出の福田でございます。通告に従い質問をさせていただきます。

まず、第九号議案、工業用水道事業供給条例の一部改正についてです。

この条例改正につきましては、昨年の一般質問でも取り上げましたけれども、この引き下げについて危惧される点は何点ありましたので一般質問いたしました。また、その答弁においてもさらに詳しい資料提示をということでも求めたのに対して、さきの全員協議会ではシミュレーションの内容ですとか、あと五年ごとの料金見直しをすればどうなるのかということも含めて説明がされたところで、これについてはおおむね了とするものでありますけれども、確認の意味で質疑をしたいと思っております。まず第一点目ですけれども、この料金改定に当たって、受水事業者に対してどのような説明を行ったのか。この説明に対して意見等が出されたのかどうか。この点について一点目にお伺いしたいと思います。

また、二点目には、料金改定に伴う収支シミュレーションのとおりこれが推移されるならば、平成四十二年以降というのは赤字になるわけですから、大幅値上げというのは必ずではないかと思えます。算定期間中はもちろんですけれども、四十二年以降についてもきちっと見据えて経営状況を検証していくべきと考えますけれども、どのように料金改定後の事業経営を検証していこうとしているのか、この点についてもあわせてお答えいただきたいと思えます。

○辻本議長 事業管理部中田耕介事業推進課長。

(中田耕介事業管理部事業推進課長登壇)

○中田事業管理部事業推進課長 私からは受水事業所へ

の説明状況についてお答えいたします。

当企業団では、例年、全受水事業所を対象とした情報提供と意見交換の場として、受水企業連絡会を開催しております。本年度は、昨年八月に開催した受水企業連絡会におきまして、受水事業者への負担軽減策を検討していることを説明いたしました。その後、負担軽減策の具体的な内容を説明する場といたしまして、昨年十一月二十七日に大阪市内で工業用水道料金改定説明会を開催し、百三十五社の受水事業所に御参加いただきました。

なお、当日御参加いただけなかった受水事業所に対しましては、別途説明資料を郵送しております。

料金改定説明会におきましては、将来収支シミュレーションの内容や今後のスケジュールなどについて説明を行い、料金改定と琵琶湖開発事業との関係や今後の電気代の変動が料金へ与える影響などの御質問がございました。説明会におけるこれらの質疑を通じまして、各受水事業所には御理解をいただいたものと受けとめております。

○辻本議長 経営管理部横山亨財務課長。

(横山亨経営管理部財務課長登壇)

○横山経営管理部財務課長 事業経営の検証についてお答えいたします。

当企業団では、毎年度、中期経営計画の進捗状況や水需要予測を点検し、決算状況や各種経営指標の他団体との比較などを盛り込みながら、レポートとして取りまとめ、外部有識者からなる経営・事業等評価委員会の場で審議をいただくなど、継続的に経営状況の検証を行っております。加えまして、五年ごとの中期経営計画の策定にあわせて、経営状況や施設整備計画の進捗を踏まえ、将来収支見込みの修正を行い、状況に応じた検討を行ってまいります。

平成四十二年以降については不確定な要素が多く、将来の施設の維持更新に係る費用は現時点では算定できておりませんが、今年度からアセットマネジメントの考え方による施設の長寿命化を考慮した管路更新計画などの検討を開始しております。この結果を踏まえ、施設の維持更新に係る費用を算定し、次回の施設整備マスタープランの見直しに反映していく予定としております。同時に、四十二年以降の将来収支見込みについても明らかにしていきたいと考えており、引き続き、毎年度あるいは五年ごとの検証を重ね、必要に応じて適切な対策を講じてまいります。

○辻本議長 福田英彦議員。

(福田英彦議員登壇)

○福田議員 答弁では毎年あるいは五年ごとに検証を重ね、必要に応じて適切な対応をとるということですが、検証内容についても可能な限りオープンに資料等していただいて検証重ねていただきたいというふうに要望しておきたいと思えます。

続きまして、第十二号議案の水道事業会計予算について質問させていただきます。

この年度当初の予算案では単年度損益として二十四億七千七百万円の黒字が見込まれています。有収水量が五億一千万トンですので、割り戻せば一立米当たり四・八円の黒字を見込んでということになるんですけれども、現計画では累積欠損金をこの利益で埋めていくと、累積赤字を解消していくことになっているんですけれども、もちろんこの累積赤字の解消ということも大事ですけれども、やはり料金の引き下げについても常に意識を持っていくということが必要だと考えますけれども、この点についてどう考えているのかお答えいただきたいと思えます。

○辻本議長 経営管理部横山亨財務課長。

(横山亨経営管理部財務課長登壇)

○横山経営管理部財務課長 現在の用水供給料金は平成二十五年度に改定したもので、安定給水のために必要な施設更新を計画的に実施することを前提に、健全な経営を維持しながら、水源開発事業からの撤退による累積欠損金の解消をおおむね十年で図ることとして算定しております。

平成二十八年度予算では、単年度利益約二十五億円、二十八年度末の累積欠損金は約百三十五億円と見込んでおり、中期経営計画では三十一年度までの計画期間中に累積欠損金の解消を目指すが見込んだと推し移したしております。

しかしながら、料金につきましては、累積欠損金の解消後、健全経営の維持を前提に、減少基調にある水需要の動向や今後の施設整備計画の費用などを見きわめながら検討していきたいと考えております。

○辻本議長 福田英彦議員。

(福田英彦議員登壇)

○福田議員 要望にとどめたいと思えますけれども、平成二十四年三月策定の将来構想においては、安定給水と健全経営を維持しつつ、料金値下げを追求するということが目標として掲げられています。もちろん累積欠損金の解消ということも重要な課題の一つでありまして、常にもこの目標を念頭に置いて検討していただくよう要望して質問を終わりたいと思えます。

○辻本議長 福田英彦議員の質問が終わりました。

次に、伊集院春美議員。

(伊集院春美議員登壇)

○伊集院議員 島本町議会の伊集院でございます。よろしくお願いたします。

大阪広域水道企業団の水道事業の統合について伺

ます。

近日では一市一町一村も協定されまして、平成二十八年一月二十九日付、大阪府指令市第四千二百三十七号にて許可されたところであり、このことに関連しまして各種新聞に掲載されています。その一事例として、一月二十六日の毎日新聞の記事の中で、企業団は四十二市町村へ水道水を供給しているが、各家庭への給水事業は各自自治体が担ってきた。企業団は人口減少に対応するため、給水事業を一本化する方針を既に決めておりました。企業団が府域一水道を目指して水道事業広域化を進めていることは一定理解をしておりますが、危惧する点もあり、その点を払拭したくお伺いしていきます。

さきの議員の質問に対する答弁で、府域一水道へ向けての企業団の取り組み姿勢、また意気込みについてはわかりました。市町村の自己水源の取り扱いについてお伺いしていきます。

まずは今回の三市町村と企業団との水道事業統合する際における自己水源についてはどのようにお考えなのかお伺いさせていただきます。

○辻本議長 経営管理部辻敏之広域連携課長。

(辻敏之経営管理部広域連携課長登壇)

○辻経営管理部広域連携課長 市町村の自己水源は、各給水区域の水需要に対応して、当該水道事業において受益者負担により整備、維持、運用されてきた水源であることから、その存廃等については、これまでから水源の持続的な安定性や、今後とも維持していくために必要となる投資に対する費用対効果などを検討した上で、当該給水区域の給水責任を担う市町村水道が判断してきたものであり、統合する際においても自己水源の取り扱いにつきましては、企業団はその意向を尊

重することとしております。

今回統合する三市町村においては、自己水源を四條畷市で一カ所、太子町で一カ所、千早赤阪村で二カ所保有しております。これらの自己水源につきましては、原則存続するという事で検討を行っておりますが、千早赤阪村の一カ所につきましては、水源水量の低下や水質の悪化などのおそれがあることに加えまして、今後の施設更新費用が経営を圧迫することから、村との協議の結果、廃止するものとし、企業団水へ切りかえる方向で検討しております。

以上でございます。

○辻本議長 伊集院春美議員。

(伊集院春美議員登壇)

○伊集院議員 三市町村の状況については理解いたしました。水源水質の悪化や水量の減少等の理由により自己水を廃止するという事においてはやはりいたし方がないということでは理解できません。

そこで、昨年二件ほど企業団水を一〇〇%に切りかえられた団体もあると聞き及んでおります。現在の時点で企業団水一〇〇%へと切りかえられた団体が何団体あるのか、また、企業団水と自己水との兼用をされている団体は何団体あるのかをお伺いいたします。

また、今後新たに統合を希望される市町村、そういった市町村が出てくるかと思われませんが、統合する際にはその市町村の自己水源においてどのように取り扱われるのか、あわせてお伺いいたします。

○辻本議長 経営管理部辻敏之広域連携課長。

(辻敏之経営管理部広域連携課長登壇)

○辻経営管理部広域連携課長 現在、企業団水一〇〇%の市町村は十一団体、残りの三十一団体が自己水などを保有されている状況でございます。

次に、新たに統合する市町村の自己水の取り扱いに

ついてでございますが、自己水源については市町村の意見を尊重するということが、企業団と統合する際の四十二市町村の共通条件として、全構成団体である四十二市町村の首長会議で決定されております。したがって、今後とも、当企業団との統合に向けた検討協議に参画する意向のある団体とも、この共通条件に従い協議してまいりたいと思っております。

以上でございます。

○辻本議長 伊集院春美議員。

(伊集院春美議員登壇)

○伊集院議員 では、企業団が水道事業を統合した後、その自己水源の将来にわたっての取り扱いについてはどのようにお考えなのかお伺いいたしますとともに、先ほどの答弁にありましたように自己水源については市町村の意見を尊重することが企業団と統合する際の四十二市町村の共通の条件として首長会議で決定されたこととありました。この首長会議においてはどのようなものが審議され、どのようなものがどういった形で決定されていくのか、その点の首長会議においての状況です、市町村の意見が反映されるものとなっているのか、その点をあわせてお伺いいたします。

そして、三回目となりましたので最後になりますが、大阪府内で唯一の名水百選に選ばれました離宮の水、そしてその名水と水源を同じくする島本町の地下水、古くから歌枕として知られ、万葉集以来多くの歌に詠まれました水源であります。一昨年、NHKの連続テレビ小説「マッサン」でも放映がされましたように、島本町のサントリ―山崎蒸留所にゆかりのある人物が登場し、全国的にも大きな評判となりました。本町にとってはこの自己水源においては大きな財産であり、また住民の誇りであることをどうか個々の団体の特色もあると御理解を賜りまして、皆様方にも心の片隅に

でも置いていただきますようお願いを申し上げます。さきの質疑に対する答弁をいただきまして私からの一般質問を終わらせていただきます。貴重なお時間賜りましてありがとうございます。

○辻本議長 経営管理部辻敏之広域連携課長。

(辻敏之経営管理部広域連携課長登壇)

○辻経営管理部広域連携課長 まず、企業団が水道事業を統合した後、将来においての自己水源の取り扱いについてでございますが、企業団が市町村水道事業を統合するという事は、水道事業を経営する主体が市町村から企業団へ移ることを意味するものでございます。したがって、統合した後の自己水源の取り扱いにつきましては、新たに当該給水区域の給水責任を担うことになった企業団がこれまでと同様に水源の持続的な安定性や水源の維持に必要な投資に対する費用対効果などを検討し、市町村の意向も十分尊重しながら協議してまいりたいと考えております。

次に、首長会議での審議事項及び市町村の意見の反映方法についてでございますが、まず、審議事項につきましては、料金改定に関することや水源計画などを含む重要な計画の策定など、企業団における特に重要な事項を対象としております。また、市町村の意見の反映につきましては、例えばその区域の水道料金改定などに統合した場合、例えばその区域の水道料金改定などについては、当該市町村の意見を反映させるために、当該市町村長の賛成を必要としております。当該市町村長が反対した場合には、再議により三分の二の賛成が得られなければ承認されないという仕組みとしております。

以上でございます。

○辻本議長 伊集院春美議員の質問が終わりました。

次に、吉川敏文議員。

(吉川敏文議員登壇)

○吉川議員 堺市の吉川でございます。

私からは、通告に従いまして一点一般質問を行いましたと思います。

少子高齢化が急速に進み、かつ人口減少していく我が国におきまして、これまでのあらゆる行政サービスを維持することが非常に難しくなっております。特に膨大な固定資産を有する本企業団におきましては、その傾向がより顕著でないかと思われるところでございます。

私はそこで、注目すべき視点が幾つかあると考えております。その一つは、施設整備と維持管理を含めたアセットマネジメントであります。既に本企業団ではアセットマネジメントにより施設の長寿命化、さらにはダウンサイジングも行いながらの施設整備計画を立案、実行いただいております。しかし、これも今後の経済状況によっては料金に悪影響を与えかねず、P D C A サイクルを怠らず実行いただきたいところでございます。

そこで、もう一つの視点は、人や技術も含めた資産活用による収入増でございます。

そこでお尋ねいたします。これまでも企業団が有する用地や浄水池の上部活用などが行われておりますけれども、収入確保の観点からどのような状況であるのか、その概要を御報告いただきたいと思っております。

○辻本議長 事業管理部鶴飼和雅管財課長。

(鶴飼和雅事業管理部管財課長登壇)

○鶴飼事業管理部管財課長 お答えをいたします。

収入の確保を目的といたします企業団用地や施設上部の活用状況でございますが、まとまった広さのある浄水池では二カ所をテニスコートとして活用いたしております。また、管路用地等につきましては駐車場と

して三十七平米三台分から八千二百平米二百七十台分と規模はさまざまでございますが、あわせて二十八カ所八百六十台分を活用いたしております。これらの取り組みに伴います収入といたしましては、年額にして約一億一千万円ございまして、企業団経営に一定の貢献をしているものと考えております。

○辻本議長 吉川敏文議員。

(吉川敏文議員登壇)

○吉川議員 所有している土地や浄水池を駐車場やテニスコートとして活用し、年間約一億一千万円の収入を得ているという御答弁でございました。ただし、先ほど三宅議員も質問されておりましたけれども、私も堺市南区の出身でございます。泉北浄水池については本年三月をもって工事のため契約を終了されるということでございますので、この収入が約三千万減収になるわけでございまして、ここは今後工夫をいただきたいところでございます。

ところで、東京都の品川にございます東京都下水道局の芝浦水再生センター、昨年私は視察調査をいたしました。そこでは下水道局が持つ雨天時貯留池に八百四十八億円の借地権を設定いたしました。その上部空間に民間と連携してワンフロア一千五百坪三十二階建てのオフィスビルを建設、運営されております。その横には下水道処理槽がございまして、人工地盤を築きまして公園と広場が併設されております。この借地権収入をうまく使いながら、また民間と協働しながらこの東京都の下水道局は年間約二十億円近くの純利益を上げておりました。こうした公共事業に対して国でもいわゆる P P P、P F I が一つの今後の切り札であるというふうに進捗しているわけでございます。今後の人口減少社会を見据えて、本企業団においても企業団が持つリソースの有効活用を図ることによって収入確

保に努めることが求められるわけでございます。

そこで、こうした P P P、P F I に見る官民連携によって、民間資本はもとより企画段階から民間の力を活用できる手法を私は企業団でも検討すべきであると考えてるわけでございますが、企業団のお考えをお示しいただきたいと思っております。

○辻本議長 事業管理部鶴飼和雅管財課長。

(鶴飼和雅事業管理部管財課長登壇)

○鶴飼事業管理部管財課長 資産の有効活用におきまして、民間のアイデア、ノウハウを取り入れていくべきとのことでございますが、当企業団ではこれまで、企画段階から民間事業者の提案を受けるといった事例はございませんでした。施設本来の目的に支障を生じないように、安全面や衛生面の配慮が必要といった制約はございますが、今後は収入を確保する取り組みとしてお示しの P P P、P F I による新たな手法についても研究し、検討してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○辻本議長 吉川敏文議員。

(吉川敏文議員登壇)

○吉川議員 御答弁ありがとうございます。P P P、P F I の新たな手法については研究、検討されるというところでございますが、いずれにしてもこれは実行しなければ一円にもなりませんので、その実施をぜひやっていただけるよう要望しておきたいと思っております。

また、施設の整備更新、維持管理業務においても、これは単なる業務委託にとどまらず、民間の創意工夫が生かされる形で P P P に取り組むべきであると考えております。既に企業団では施設的设计、建設から維持管理、運営までを民間に一括して委託する D B O を一部導入されているというふうには何っております。しかし、これは全てを委託料で賄っているわけでござ

いまして、単純に考えるとこれは民間がノーリスクで業務を行えるものでございます。民間の資金も活用し、民間にもリスクを負ってもらおうというような、ヨーロッパでは積極的に活用されているコンセッション方式もぜひ研究、検討いただくように強く要望しておきたいと思っております。

それから、これは通告外の内容でございますが、先ほど小原議員も指摘されておりました府域一水道への移行、水平連携を強めてスケールメリットを出すという、ここが一番大きなところであると私も同感でございます。ここはぜひ大阪市も含めた事業の一元化、府域一水道化を早期に推進いただこう加えて要望いたします。私の一般質問を終わりたいと思っております。ありがとうございました。

○辻本議長 吉川敏文議員の質問が終わりました。

次に、森博英議員。

(森博英議員登壇)

○森議員 十九番、高石市の森博英です。

議案第九号について質問、提言させていただきます。工業用水道料金改定についてですが、大阪広域水道企業団はこれまでの説明で、料金改定に関して、工業用水の受水事業所の要望を酌んで取り組まれてきたこととあり、まずもって私は今回の工業用水道料金の値下げ案、議案第九号については賛成の立場であります。

しかしながら、大阪広域水道企業団の工業用水道の料金は、国内の他地域のコンビナートの工業用水道料金に比べて高いと聞いております。そこで、料金が高いと言われている企業団の工業用水道事業を取り巻く状況について説明をよろしくお願いいたします。

○辻本議長 事業管理部中田耕介事業推進課長。

(中田耕介事業管理部事業推進課長登壇)

○中田事業管理部事業推進課長 お答えをいたします。

当企業団の工業用水道事業につきましては、水源を淀川のみ依存し、内陸部から臨海部に至る広範囲にわたる給水区域において約四百三十社という多数の受水事業所に配水をしていることから、配水管の延長は五百キロメートル以上と、全国的に見てもトップクラスの長さとなっております。このため、管路の維持管理費や配水に係る動力費に多額の費用が必要となることなどから、いわゆる供給単価で料金を見た場合には、全国に約二百四十ある工業用水道事業の中で、当企業団は高いほうからおおむね三分の一の水準にございます。

以上でございます。

○辻本議長 森博英議員。

(森博英議員登壇)

○森議員 御答弁ありがとうございます。

配水管延長が全国的に見てトップクラスの長さである点や、管路の維持管理費、動力費に多大なコストがかかる点、理解いたしました。しかしながら、それでも料金は全国的に見ると高いほうから三分の一の水準ということとです。先日の議員全員協議会での説明で、五年ごとに中期経営計画を策定するとともに、必要に応じて料金改定を含めて施策の検討をするという御回答でしたが、企業団としてより効率的な事業運営に努めることが重要ではないでしょうか。

そこで、工業用水道事業の効率化を図り、さらなる値下げができるような取り組みを行っていくのか否か、行っていくのであれば具体的な事例を挙げてお答えください。

○辻本議長 事業管理部中田耕介事業推進課長。

(中田耕介事業管理部事業推進課長登壇)

○中田事業管理部事業推進課長 お答えいたします。

当企業団では、中期経営計画にも記載のあるとおり、各種の施策により効率的な事業運営に努めております。工業用水道事業における具体的な事例を申し上げますと、主要な浄水場である大庭浄水場におきましては、浄水処理で使用する薬品を本年度からより安価なものに切りかえております。また、浄水場の運転管理業務につきましては、民間委託の対象を拡大し、来年度より大庭浄水場もその対象といたします。さらに、工業用水の水需要予測の見直しなどに基きまして、現在、大庭浄水場と三島浄水場の二つの浄水場を運転しておりますが、将来的には耐震性の高い大庭浄水場に一元化するなど、各施設のダウンサイジングを計画しております。

以上でございます。

○辻本議長 森博英議員。

(森博英議員登壇)

○森議員 事例をお示しいただきありがとうございます。

工業用水道料金については、社会状況や経済状況の変化などさまざまな要因が影響するものと思われませんが、一方で企業団においても工業用水道を所轄する事業者としてしっかりと効率化に努め、今後も値下げできるように努力を継続していただきたいと思います。と申しますのも、日本全体で国益を考えるとという観点からすればよいのかもしれませんが、やはり他府県と比べて大阪の工業用水道料金が高いことになれば、企業がランニング経費削減について考えた場合、新しい工場建設であるとか設備投資をする際に、他府県との都市間競争に破れるということとあり、ひいては大阪の税収の減少、経済発展の阻害ということが推察されます。まして現代は国際化社会、グローバル時代です。日本企業でも海外工場建設となると税収の減少や雇用の創出など、大阪の発展、日本の経済発展が衰

退していきます。ですので、今回の料金改定はユーザーの強い要望を受けて行ったと思いますが、今後とも受水事業者の意向や要望について積極的に酌みとっていただき、さらなる値下げの方向での料金改定を初めとした各種施策に適宜柔軟に反映していただくことを強く要望、提言いたします。よろしくお願いします。以上です。

○辻本議長 森博英議員の質問が終わりました。最後に、松岡信道議員。

(松岡信道議員登壇)

○松岡議員 豊中市の松岡でございます。皆様の御理解により質問の機会をいただきまして感謝申し上げます。私のほうからは、前回定例会で試算をお願いしていた工業用水道料金と職員の待遇と採用についてお尋ねしたいと思っております。

一問目、補助金等を料金転嫁した場合の工業用水道事業の料金単価についてお尋ねします。今回の料金改定においては、減価償却費の全額を対象費用とせず、国からの補助金などを控除して料金算定をしています。しかし、国の補助金が今後とも変わらずもらえるものはありません。私は、こうした控除をしない金額が本来の原価であり、料金として回収すべきだと思います。そこで確認しますが、補助金相当分を控除せず料金を算出した場合、どの程度高くなりますか、教えてください。また、その金額と今回の改定料金三十二・四円との差に対して企業団はどのように認識をされているか教えてください。さらに、国庫補助金等によって料金が低く押さえられているという事実を受水事業者にも伝えるべきだと考えますが、取り組み姿勢についてお聞かせください。

○辻本議長 経営管理部横山亨財務課長。

(横山亨経営管理部財務課長登壇)

○横山経営管理部財務課長 まず、補助金等を控除せず基本料金を試算した場合についてでございますが、今回の改定案に比べ、一立方メートル当たり二・九円、率にいたしまして約九%高くなり、三十五・三円となります。工業用水道料金は、経済産業省の工業用水道料金算定要領に基づくこととされており、ルール上、補助金等の相当額は原価から控除するものとされてい

ます。したがって、補助金等の相当額を控除せずに料金を改定することはできない点については御理解をお願いいたします。

御質問のとおり、算定要領に基づいて算出した改定料金と、補助金等を控除しない試算料金とに生じた差は、補助金の交付を受けたことなどにより生じたものでございます。今回の料金算定期間におきましては、新たな補助金の収入を見込んでおらず、将来に向かうに従って原価から控除すべき対象費用は減少してまいります。そのため、給水原価は議員御指摘の本来の原価に近づくこととなり、補助金による料金の抑制効果は小さくなってまいります。

以上の点につきましては、受水企業連絡会等の場を活用して、受水事業所に対しても伝えてまいります。

○辻本議長 松岡信道議員。

(松岡信道議員登壇)

○松岡議員 答弁を了としまして、今回の改定は甘んじて受けとめたいと思います。しかしながら、料金の約一割が税金で賄われているという事実がわかりました。このことをしっかりと周知していただくことが大事だと思います。また、このような料金改定しかできない国のルールが間違っているのであって、私はこのルールの改正が必要ではないかと考えます。また、将来の補助金が従来どおり約束されることには懐疑的ですし、

国に対して物申していくべきであると思っております。

二問目、職員の待遇と採用についてお尋ねします。企業団は、予算案にもあるとおり黒字経営で、民間であれば優良な大企業です。その収益に伴う恩恵は、第一に府民が享受し、第二に府下市町村が確保した上で、企業団職員にも還元していくべきと考えます。今後、企業団が優秀な職員を採用していく上でも、大企業並みの待遇は重要な要件であり、頑張った職員に対する給与での見返りや、自身のキャリアアップのために資格を取得した職員に対する手当など、職員のやる気につながるインセンティブを考えてはいかげんか。特に給与面で職員が報われるような仕組みをとるべきと考えますが、企業団の考えをお聞かせください。

また、学生が待遇だけで就職先を決めるとは思いませんが、企業団職員の採用試験の実施の状況についてお聞かせください。

○辻本議長 経営管理部吉田景司理事兼経営管理部長兼総務課長。

(吉田景司経営管理部理事兼経営管理部長兼総務課長登壇)

○吉田経営管理部理事兼経営管理部長兼総務課長 頑張った職員に対する給与での見返りや、自身のキャリアアップのために資格を取得した職員に対する手当など、職員のやる気につながるインセンティブをとることとございますが、企業団職員も地方公務員でございます。その勤務条件は地方公営企業法に基づき職務給の原則や均衡の継続も適用されますため、他の公共団体などと比べて大きく変えることはできないことは御理解を願います。

給与に関しましては、現在、企業団では、職員のやる気と能力を高め、組織全体を活性化していくための

一つの方策といたしまして、人事評価制度を導入しております。人事評価制度は、職員の勤務実績や能力を評価し、職員の資質、能力及び勤務意欲の向上を図るものでございまして、評価結果は翌年度の昇給や勤勉手当に反映し、例えば評価区分が最上位と最下位の者の勤勉手当の差は、主事・技師級で年間約十七万円、主査級で年間約三十二万円、課長補佐級で年間約四十一万円、課長級で年間約九十二万円となります。

次に、採用についてでございますが、今年度、大学卒業程度、高校卒業程度及び職務経験者を対象に採用試験を実施してまいりました。受験申し込み者数は全体で七百八十七名、最終合格者は二十八名で、合格倍率は二十八倍でございましたが、最終合格者のうち十二名が採用辞退を申し出られました。辞退理由の一つは、地元市への就職の意向が強いということが聞き取りにより判明してございまして、国や政令指定都市など、昨年に比べ採用枠を拡大されている傾向にあることも要因かと存じます。

こうしたことから、本年一月には追加募集を実施したところでございまして、また、来年度の採用試験の実施に向けましても就職説明会に積極的に参加しているところでございます。

議員お示しのように、受験者は処遇だけで就職先を決めるわけではなく、当企業団が水道事業のみを行っている団体であることや、大阪広域水道企業団という名称が浸透していないことも原因と存じてございまして、水道事業者の使命の重要性のアピールや企業団の知名度の向上なども含めまして、総合的に取り組んでまいりたいと存じます。

○辻本議長 松岡信道議員。

(松岡信道議員登壇)

○松岡議員 答弁を了とし、幾つか申し上げたいと思

ます。

まず、比較的給与の差はあるなというふうに感じました。さらなる頑張った職員が報われるような待遇の改善を求めていると思えます。

採用については、倍率二十八倍ということで、優秀な人材が確保できていると思えます。しかしながら、辞退者が五割近いのは残念です。というか心配になります。企業団は、設立して間もないことから、企業ブランドを構築していかなくてはなりません。大阪広域水道企業団という正式名称は法律によりやむを得ない部分もあると聞いていますが、日本放送協会はNHK、大日本除虫菊はキンチョーというように、通称で有名です。周知、認知ということも考えれば、企業団の通称を府民に公募するような戦略も提案しておきたいと思えます。

任期一年という期間でしたが、企業団議会議員を務めさせていただいて、料金設定は国に原価の算出方法までを縛られ、給与は府に合わせて、名称までも法律と、がんじがらめの企業であることがよくわかりました。長い目で見たときに、こうしたところを出していかないといけないと強く感じました。

全国の水道公営企業は同じような立場にあるわけですが、どのような姿勢で企業団を経営されていくのか、竹山企業長の意気込みをお聞かせいただければ幸いです。

任期最後の定例会に当たり、お世話になりました皆様にご感謝申し上げます。

○辻本議長 竹山修身企業長。

(竹山修身企業長登壇)

○竹山企業長 水道事業をめぐる環境が厳しさを増す中で、さらなる経営の効率化や広域化の推進など、持続可能な事業運営を進めていくためには、議員御指摘の

ように、従来の手法にとられない斬新な発想が重要であるというふうに私は思います。また、それを支える職員のモラル、士気の向上が大切でございます。さきの答弁のとおり、現行の地方公営企業法などの枠組みの中で、企業団ならではの勤勉手当にめり張りをつけるなどの人事評価制度の運用に取り組んできておりまして、勤務意欲の向上が図られるような仕組みになつてるといふふうに考えております。

職員の処遇を例に挙げましたが、私といたしまして、今後とも、法や制度の制約はあるものの、創意工夫を凝らすことがさまざまな課題の解決のために大事なことであるといふふうに思っております。安全、安心、そして良質な水を安定的かつ低廉に四十二市町村に供給していくという企業団の使命を果たしていくことは当然でございますが、企業団として発足して五年になっております。独自性を発揮してまいりる時期かも知れません。議会の皆さん、市町村長、そして四十二市町村の皆さんの理解を得て、民間の事例も勉強しながら、存在感のある企業団を目指してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○辻本議長 松岡信道議員の質問が終わりました。

以上で、通告の質疑及び質問は終了いたしました。これをもって、上程の議案に対する質疑及び企業団の一般事務に関する質問を終結いたします。

この際、議事の都合により休憩いたします。
(午後二時四十四分 休憩)

(午後三時 再開)

○辻本議長 休憩前に引き続き議事を続行いたします。

これより日程第六の議案十三件に対する討論に入ります。

通告がありますので、指名いたします。
小川雄司議員。

(小川雄司議員登壇)

○小川議員 田尻町議会選出の小川雄司でございます。
第九号議案、大阪広域水道企業団工業用水道事業供給条例一部改正の件につきまして、賛成の討論を行います。

今回の改正案は、基本料金単価でマイナス一七・一%、使用料金単価でプラス八五・七%、超過料金単価でマイナス四%の改定であります。田尻町は小さなところでありますが、田尻町水道当局の協力を得て、この改定が及ぼす影響を概算いたしました。田尻町で当該水道を使用する三つの事業所の支払い額は月額約九%の値下げとなるものと概算されました。大阪府内、実際の各事業所の値下げがどのようになるのかという資料も提出いただけたらありがたいと存じます。

この料金改定を支える決断には三つの視点が大きいものと考えます。第一に、料金値下げを求める各事業所の要望に応じたこと、第二に、経産省要領に基づく料金算定期間において、標準五年であるところを、合理的な期間として十四年に設定し直したこと、三つ目に、料金改定による減収を、建設改良事業の財源の一部を企業債による調達としたことであると私は考えます。

最後に、平成四十二年以降を見据えた事業経営においては、浄水場の一元化など列記されておりますが、その中でさらなるアウトソーシング、またダウンサイジングが語られておりますが、私は、引き続き住民、給水事業者の立場を最優先にする公営企業体としての立場を堅持し、企業運営に当たられることを強く望みます。賛成討論とさせていただきます。

○辻本議長 以上で、通告による討論は終了しました。

これをもって討論を終結いたします。
これより日程第六の議案十三件につきまして採決に入ります。

議案第一号から第十三号まで「大阪広域水道企業団職員の退職管理に関する条例制定の件」ほか十二件を一括して採決いたします。

お諮りいたします。
以上の議案十三件につきまして、原案のとおり決定することに御異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○辻本議長 御異議なしと認めます。よって、以上の議案十三件は原案のとおり可決されました。

以上をもって本日の会議を閉じます。
これをもって平成二十八年二月定例会を閉会いたします。

午後三時四分 閉会

議長	辻本 孔久
副議長	松岡 信道
議員	三宅 達也
議員	野里 文盛